

高年齢者等職業安定対策基本方針の策定について（要旨）

1. 趣旨

平成 25 年度から公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に 65 歳へ引き上げられることに対応し、雇用と年金の確実な接続等を図るため、平成 24 年の第 180 回通常国会において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「法」という。）の改正が行われた。

この法改正の趣旨等を踏まえ、高年齢者等の雇用・就業についての目標及び施策の基本的考え方を、労使をはじめ国民に広く示すとともに、事業主が行うべき諸条件の整備等に関する指針を示すこと等により、高年齢者等の雇用の安定の確保、再就職の促進及び多様な就業機会の確保を図るため、基本方針を策定することとしたもの。

2. 内容

対象期間

- この基本方針の対象期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とすること。ただし、この基本方針の内容は平成 24 年の法改正を前提とするものであることから、高年齢者の雇用の状況や、労働力の需給調整に関する制度、雇用保険制度、年金制度、公務員に係る再任用制度等関連諸制度の動向に照らして、必要な場合は改正を行うものとする。

第 1 高年齢者等の就業の動向に関する事項

- 高年齢者の雇用・就業の状況や、高年齢者に係る雇用制度の状況等について、最新の統計結果等を盛り込むこと。

第 2 高年齢者の雇用の機会の増大の目標に関する事項

- 平成 25 年度から公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に 65 歳へ引き上げられることを踏まえ、希望者全員の 65 歳までの高年齢者雇用確保措置が全ての企業において講じられるよう雇用の場の拡大に努めること等により、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）で示された平成 32 年までの目標（「平成

32 年度までの平均で、名目 3 %、実質 2 %を上回る成長」等としていることが前提。)である 60～64 歳の就業率を 63%とすることを旨するとともに、同年までに 65～69 歳の就業率を 40%とすることを旨すること。

第 3 事業主が行うべき諸条件の整備等に関して指針となるべき事項

- 現行の基本方針に盛り込まれている内容に加え、再就職援助等の対象者について法施行規則の改正内容を踏まえて改めること。

第 4 高年齢者等の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

現行の基本方針に盛り込まれている内容に加え、新たに以下の内容を盛り込むこと。

- 高年齢者雇用確保措置の実施に係る指導を繰り返し行ったにもかかわらず何ら具体的な取組を行わない企業には勧告書を発出し、勧告に従わない場合には企業名の公表を行い、各種法令等に基づき、公共職業安定所での求人の不受理・紹介留保、助成金の不支給等の措置を講じること。
- 特に有期契約労働者であった離職者については、公共職業安定所におけるマッチング支援、担当者制によるきめ細かな支援等の活用により、早期の再就職の促進に努めること。
- 生涯現役社会の実現に向けて、国民各層の意見を幅広く聴きながら、当該社会の在り方やそのための条件整備について検討するなど、社会的な気運の醸成を図ること。

その他

- その他所要の規定の整備を行うこと。

3. 適用期日

平成 25 年 4 月 1 日